

2026. 8. 25

追加型投資信託「ニュートン・量子技術関連株式ファンド」の取扱を開始

静銀ディーエム証券（社長 大石 実）では、お客さまの中長期的な資産形成にお応えするファンドのラインアップの充実を目的に、新たに追加型投資信託の取扱を開始しましたので、その概要をご案内します。

1. 取扱開始日 8月25日（火）
2. 商 品 名 ニュートン・量子技術関連株式ファンド（愛称：クアンテック）
3. 投信委託会社 SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

4. 商品の特色（詳細はパンフレットをご参照ください）

○量子技術とは、量子力学の性質を利用した技術の総称で、量子コンピュータなどへの応用が期待されています。本商品は日本を含む世界の株式のうち、主として量子技術に関連する企業を投資対象とします。

○量子コンピュータ開発を専門に手掛ける「量子専門企業」に加え、量子技術の開発から量子関連のインフラや部品までを幅広く手掛ける「量子関連総合企業」、量子技術を積極的に活用して収益拡大を図る「量子技術活用企業」など、量子技術に関連する幅広い企業に投資を行います。

○独自の自然言語処理システムなどを活用して量子技術との関連の深い企業を特定し、25～35銘柄に投資します。

○主なリスクは、株価変動リスク、為替変動リスク、特定の業種・テーマへの集中投資に係るリスク、信用リスク、流動性リスク、未上場株式等への投資に関わるリスクです。

5. 取 扱 店 本支店ならびに営業所（19カ店、1営業所）

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026年2月12日

ニュートン・量子技術関連株式ファンド

愛称 クアンテック

追加型投信/内外/株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

電話番号 03-3516-1300

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

株式会社りそな銀行

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資本金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:20,112億円

(資本金、純資産総額は2025年10月末現在)

- この目論見書により行うニュートン・量子技術関連株式ファンドの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月27日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年2月12日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

■ ファンドの目的

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

- 1 日本を含む世界各国の上場株式等(未上場株式^{※1}を含みます。)^{※2}のうち、主として量子技術に関連する企業へ投資を行います。
なお、国内外の取引所に上場されていない株式等(未上場株式または未登録株式)を以下、「未上場株式等」といいます。

※1 国内外の取引所に上場されていない株式等(未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法(平成17年法律第86号)もしくはこれらに準じて開示が行なわれているもので一般社団法人投資信託協会規則に定める要件を満たすもの)とします。

※2 国内外の上場株式に投資するほか、投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号、第6号に該当するものをいいます。以下同じ。)へ投資することにより、国内外の未上場株式または未登録株式に実質的に投資を行うことができます。

- 実際の運用はニュートン・量子技術関連株式マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

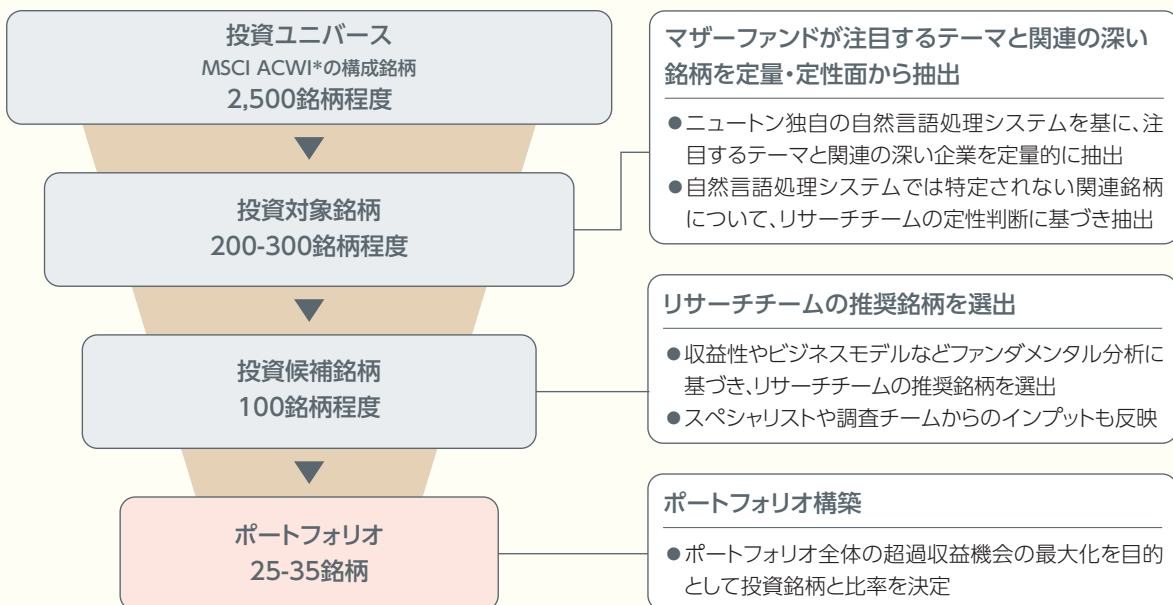
○
運用実績

○
手続・
手数料等

- 2 株式への投資にあたっては、量子技術に関連するハードウェア、ソフトウェア開発から部材供給、活用企業に至るまで技術分散とリスク分散を意識した投資を行い、量子コンピュータ開発を専門に手掛ける量子専門企業、量子技術の開発から量子関連のインフラや部品までを幅広く手掛ける量子関連総合企業、量子技術を積極的に活用して収益拡大を図る量子技術活用企業等に投資を行います。

「ニュートン・量子技術関連株式マザーファンド」の運用プロセス

マザーファンドにおける実質的な運用は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーが行います。独自の自然言語処理システムなどを活用し、量子技術との関わりの深い企業を選定します。



*MSCI ACWI：MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス

※上記運用プロセスおよび銘柄数は、今後変更になる場合があります。

※上記運用プロセスとは別に投資事業有限責任組合を通じた未上場株式等への投資を行うことがあります。

- 3 マザーファンドにおける運用指図の権限の一部をニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。



ニュートン・インベストメント・マネジメントは、グローバル総合金融機関BNYの資産運用部門であるBNYインベストメンツの傘下の資産運用会社です。世界の潮流や変化を大局的に捉えた独自のテーマ分析に基づく、株式のアクティブ運用を強みとしています。多角的なリサーチの下、バリュー・インカム株式、コア・グロース株式、テーマ型、マルチアセット運用など幅広い運用戦略を提供しています。ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーは、ニュートン・インベストメント・マネジメントの北米拠点です。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

4 | 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。

5 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

○
ファンドの
目的・特色

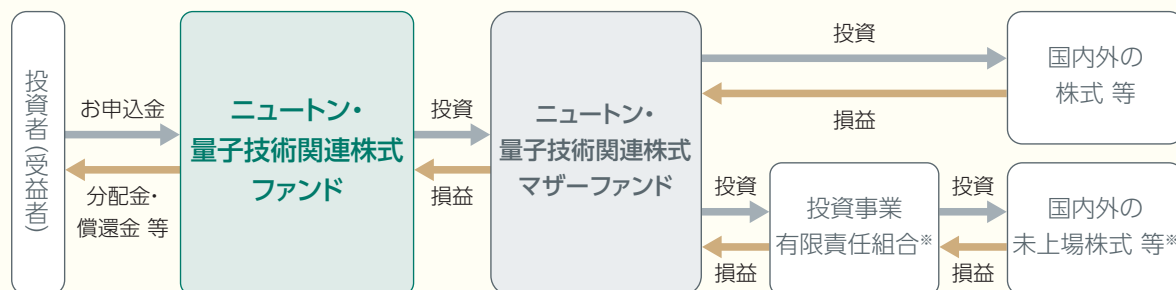
○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

●ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※設定後、当面の間は投資事業有限責任組合を通じた未上場株式等への投資は行いません。
また、ファンドの純資産総額等を勘案し、投資事業有限責任組合を通じた未上場株式等への投資は行わない場合があります。

●主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 未上場株式または未登録株式への実質投資割合は、投資事業有限責任組合契約に基づく権利を通して投資している間接保有分を合算して、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●分配方針

年2回、2月および8月の各月の26日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

特定の業種・テーマへの集中投資に係るリスク

ファンドは、特定の業種・テーマに関連する企業の株式を組み入れます。そのため、市場全体の値動きと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況の急変、取引所の閉鎖等により、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

未上場株式等への投資に関するリスク

未上場株式や投資事業有限責任組合契約に基づく権利は、流動性が著しく乏しく、価格変動が極めて大きい場合があり、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。

また、未上場株式は各銘柄の価格が各企業の個別要因やイベント(デフォルト・上場・M&A等)によって大きく変動し、株式市場全体の動きとは値動きの方向性や変動率が大きく異なる場合があります。

● その他の変動要因

カントリーリスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

未上場株式等への投資に関する主なリスクおよび留意点

- 投資事業有限責任組合の持分および未上場株式等への投資比率が高まったと委託会社が判断した場合等には、ファンドの購入、換金の各お申込みの受付を中止することができます。
- ファンドが実質的に行う未上場企業への投資には、特有のリスクが存在します。未上場企業は、上場企業に比べ、一般に倒産可能性、財務体質の不安定性、人的資源・経営資源の制約、研究・開発能力の限界等を含むリスクや不確実性が高く、国内外の経済情勢や景気の動向および投資先事業者等やその顧客の属する業界の動向や競争状況の影響を受けやすいという特徴があります。当初の計画通りに事業が進捗せず、財務状況が悪化した結果、他社への事業売却、倒産等に至り、投資資金が全く回収できない場合もあり、また、投資先事業者等の株式上場や第三者との組織再編、事業売却、M&A等によるEXITが保証されているのではなく、株式上場やM&A等があった場合であっても、その株式を、投資コストを上回って売却できる保証はありません。さらに、未上場株式は、上場株式に比べ、発行者情報の正確性が保証されない、流動性が著しく劣る等の制約があるため、未上場段階で売却を行う場合には、その価格が投資コストを下回ることがあります。これらの未上場企業への投資に特有のリスクが顕在化することにより、投資収益に悪影響を及ぼし、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる未上場株式の発行者の業務または財産状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等が、投資収益に悪影響を及ぼし、基準価額は影響を受ける可能性があります。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

- 未上場株式等は、基本的に相対で譲渡する他に換金の手段がなく、また譲渡には一定の制限がある場合があります。そのため、組み入れる未上場株式等の資金化が困難であると委託会社が判断した場合等には、受託会社と合意のうえ、信託期間を6ヵ月間延長することがあります。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。
- ファンドの基準価額の算出においては、未上場株式等の評価に際し、原則として基準価額算出日に知り得る直近の未上場株式等の評価額を参照します。そのため日々の基準価額算出において、未上場株式等が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、未上場株式等の評価額は日次で更新されないため、ファンドの基準価額は未上場株式等の評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。なお、ファンドの有価証券報告書等に記載される財務諸表の作成においては未上場株式等の財務諸表等を作成する時点の評価額を参照するほか、ファンドの有価証券報告書等に記載される財務諸表の作成と運用報告書等に記載されるファンドの基準価額や純資産総額の算出で適用される会計基準が異なるため、両者の数値が異なる場合があります。
- ファンドが組み入れる未上場株式等の資金化に時間を要することが想定される場合には、ファンドの償還に向け、十分な時間的余裕をもって当該未上場株式等の組入比率を引き下げる場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。委託会社は、運用指図に関する権限を委託している委託先運用会社の運用状況や業務運営態勢等について継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

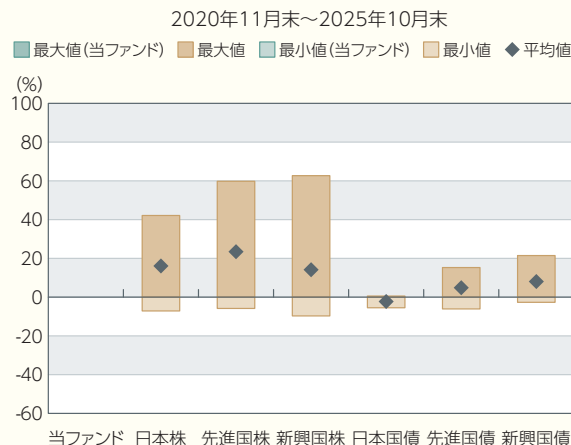
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

● 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

● 分配金の推移

該当事項はありません。

● 主な資産の状況

該当事項はありません。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

■ お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (当初申込期間中は、1口当たり1円です。)
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
 お申込みについて	申込締切時間	当初申込期間 販売会社が定める時間 継続申込期間 原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	当初申込期間 2026年2月12日から2026年2月25日まで 継続申込期間 2026年2月26日から2027年5月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行休業日 ・ロンドンの取引所またはロンドンの銀行休業日
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所に上場されていない株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合(以下「LPS」といいます。)の出資対象事業持分(以下「持分」といいます。)および未上場株式等への投資比率が高まったと判断した場合、委託会社がLPSの持分または未上場株式等の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、委託会社は、購入・換金申込の受付を中止することができます。 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等



その他

	信託期間	2046年2月26日まで(2026年2月26日設定) ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。
	繰上償還	投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日	毎年2月26日および8月26日(休業日の場合は翌営業日) *初回決算日は2026年8月26日です。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
	運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年10月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

■ ファンドの費用・税金

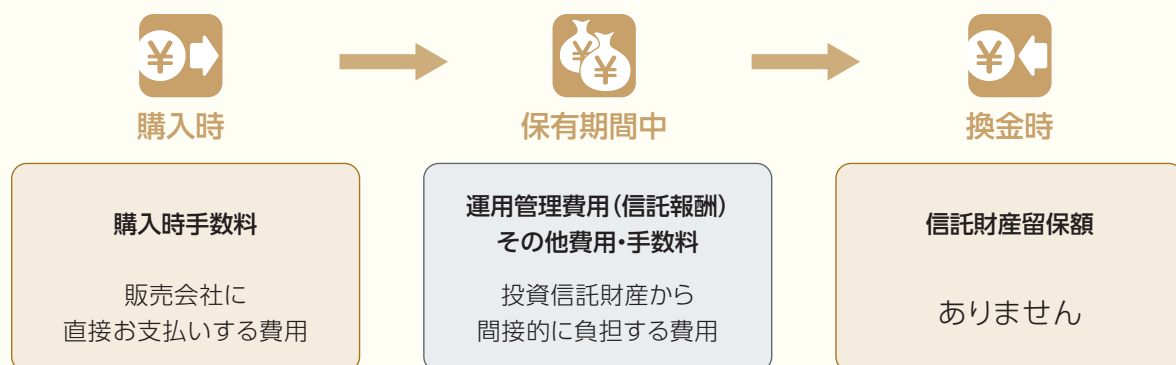
● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。 購入時手数料率に変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。			ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
	ありません。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年率1.958%(税抜1.78%)			
	配 分	委託会社	年率0.95%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
		販売会社	年率0.80%(税抜)	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
		受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	[外部委託先報酬] マザーファンドの運用指図に関する権限を委託するニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーが受取る報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支払われるものとし、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年率0.60%を乗じて得た額とします。			
その他費用・ 手数料	監査費用:純資産総額 × 年率0.0132%(税抜0.012%)			
	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。			

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金に関する記載は、2025年10月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在、運用報告書が存在しないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

